大型車

			中町	宝来
		小瀬	375.000	375.000
	壱分	—	—	—
西石切	551.990	—	902.687	902.687

特大車

			中町	宝来
		小瀬	662.038	662.038
	壱分	—	—	—
西石切	753.316	—	1,337.812	1,337.812

ロ）ＥＴＣ車

軽自動車等

			中町	宝来
		小瀬	189.815	189.815
	壱分	—	—	—
西石切	396.419	—	497.968	566.454

普通車

			中町	宝来
		小瀬	236.112	236.112
	壱分	—	—	—
西石切	433.024	—	559.960	645.568

中型車

			中町	宝来
		小瀬	282.408	282.408
	壱分	—	—	—
西石切	469.629	—	621.952	724.682

大型車

			中町	宝来
		小瀬	375.000	375.000
	壱分	—	—	—
西石切	551.990	—	761.434	902.687

特大車

			中町	宝来
		小瀬	501.658	662.038
	壱分	—	—	—
西石切	753.316	—	1,102.390	1,337.812

」を加える。

１．［２］⑴②イのうち、本文中の「次の㈠及び㈡に掲げる表の額」を「次表の額」に改め、㈠を削り、㈡の表題を削る。

１．［２］⑴②ロのうち、㈡を削り、㈠イ）を㈠、㈠ロ）を㈡とし、同㈠のうちＡをイ）、Ｂをロ）とする。

１．［２］⑴②ハのうち、本文中の「㈠から㈢」を「㈠及び㈡」に、㈡㈠）Ｂ㈱ただし書きのうち「Ａ」を「イ）」に改め、㈠、㈢を削り、同㈡のうちイ）を㈠、ロ）を㈡とし、同㈠のうちＡをイ）、Ｂをロ）、Ｃをハ）とし、同㈠ロ）及び㈠ハ）のうちＡ）をＡ、Ｂ）をＢとし、同㈡のうち特大車の表の次に「㈱　起点とは京都市伏見区向島大黒をいう。」を加える。

１．［２］⑴②ニのうち、「（以下「道路整備特別措置法」という。）」を削る。